

第十四部 第三類

(四四八)

第一回 参議院運輸及び交通委員会海難審判小委員会会議録第三号

付託事件

○海難審判法案(内閣送付)

昭和二十二年十一月五日(水曜日)午前十時三十分開会

○海難審判法案

本日開会に付した事件

○委員(小林勝馬君) これより本日の開会を開きます。十月二日第四回の開会をいたしましてからの引続き御質問をお願いいたします。

○小泉秀吉君 この前の最終の小委員会のお話にお渡しを願ったあの海難審判法施行規則草案というものがございまして、これと附随して相当いろいろ御説明や論議があつたので、私も初めてこれを承知して、あといろいろ考えてみたのですけれども、どうもこういふふうなことを附帯して行くのだというふうになると、法律案に対して大分大きな制約ができることになるよ

うなんでしょうけれども、これは政府の方ではこれをどういふふうなお扱いにならうというおつもりなのか、それを一應伺つて、その上で少し私にこれに対して意見を述べたいと思うのですが……

○政府委員(大久保武雄君) 只今小泉委員から御質問になりました施行規則草案の取扱いにつきましては、本案は緊急法案をいたしました次第でありまして、今後海難審判法の改正につきましては改正委員会が設置されて、その委員会に付議いたしますと共に、從來海上労働関係法規及び海難審判法等につきましては常に公聴会を開きま

して、その議を経て法律及び政令とも制定をいたしております関係上、從來の手續によつて最終決定をいたしたいかように思います。

○小泉秀吉君 今の政府委員の御説明であると、これは早急に一つの腹案みであるものを出したのだが、實際する時分には法律が決まれば、いわゆる施行規則の法律に相当大きな根幹をなすのだから、法律を作る時分に掛けた委員会、或いは公聴会でこうしたようなものを更に新たに審議する、こういうふうなふうに了承していいのでございまして、改めて諒いようですが政府委員にお伺いします。

○政府委員(大久保武雄君) 本要綱は更に本委員会の御意見及び一般関係者の公論に徴しまして、必要なる分につきましては、適宜な措置を講じまして最終決定をいたしたい、かように考えております。

○小泉秀吉君 念のために……私この要綱案にこだわるようですが、そういうふうな政府委員の御説明なら取捨のこの際私の希望といふものか、意見といふたようなものを言わんでもいいようなことなんでしょうけれども、政府委員に対する私見として申し上げて置きたいと思つておられる、この第一のところに、政府の案に……案じやないかも知れませんが、一つの腹案によると、十四日以上経過しなければ審判開始に

ならないというふうな意味に取れますのですけれども、私共の考えでは、海難審判はできるだけ真相を最も確実に

把握して、いろいろ証人その他のものを新らしいところで審判するというのが一番便宜であるし、又本当の審判ができるのじやないか、私共過去においてこういうことに多年携つておつた時分の経験からいへば、どうも時期が経つと事実の真相が非常に明快を欠くようになり、又或いは作意的に事実或いは証人が歪曲されるというふうな傾向が必ずしも少なくなつたという

ような経験からいたしまして、或るだけ早く審判するといふふうにして欲しいと思つたのです。だからして法律において決めたのを、今度法律を施行するときにわざ／＼十四日以上経過しなければいかんというふうなことをここに決めてそこに日にちの余裕を置いて即決即断できるのを、わざ／＼遅らす。慎重審議という意味に捉われ過ぎるのではないか。こういうふうなことを余計なことをしないで、第四十六條の行き方で差支えないのじやないか

又それが海難審判をするというふうな趣旨にも合ふのではないか、こういうふうなことを私は考へておるのであります。

それからこの要綱の中には、正当な事由があれば審判を延期するといふような表現もあるようですけれども、その正当の理由といふようなことは病氣だとか、交通事故だとかというふうな不可抗力に限定すれば格別、ただ正當な事由といふような表現であつて、

それとして故意に海難の審判が遅延され

るといふようなことに持つて来る虞れは必ずしもないでもないのですが、もともと海難審判をするといふそれ自体が公共の福祉を増進するためであるので、海難の当事者自身であるとか、海難の原因について重大な関係がある者、海難の発生防止という公共福祉のため或る程度基本的な制限せられるといふことも必ずしも不当ではなからう。憲法の條章からいへば、國民の權利については、公共の福祉に反しない限り云々といふような表現もあるのですからして、この審判の時期といふようなものを選ぶのに、正当な理由があればといふようなことで特に延ばすようなことをして欲しくない、こういうのが私の一つの観点であります。

それからもう一つ別な点は、理事官をしてこの抗告をせしめるというその建前でありまして、理事官は一体公益の代表として審判の開始を申立てて、そして審判の秩序を維持し、且つ第二審の請求をなす権限を有するといふことになつておるので、こうした理事官に対して、上司の命令で、理事官の意思に反してでも、被勧告者の意思を第二審に理事官をして一傳せしめるといふようなこと、即ち理事官をして異議の申立てを被勧告者に代つてさせるといふようなことは、理事官自身の職務の、或いは権限からいへばして理事官の独自の見解といふものを或る程度制約するといふ結果になるので、この点は私はどうしても法律の上からい

て、そうした理事官の自由裁量を制約するといふ規定は面白くないと思つてあります。

それから第三点であるのですが、これは受審人の立場から申します時分に勧告をされた人の利益、或いは權利といひますか、そういうものを主張し、或いはそれを取上げるために、受審人自身がときによつては非常に有利に立廻る場合もあるかも知れませんが、又反対に迷惑を持越すといふこともあり得ると思つたのです。第一審と第二審が必ずしも一緒になるといふようなことは考えられないし、又そう考へ得るならば第二審の必要はないのでありますからして、仮りに第二審において被勧告者の抗告によつて、第一審よりもより重い裁量が受審人に與えられた場合は受審人の立場からいへば非常な迷惑であり、非常な困難に陥る。又そういうことに立至らんとしても、第一審で解消されたものが、被勧告者のために第二審の終了までいろいろそれに拘わり合つたり、煩わされるということが非常に迷惑であり、又この法律の建前からいへば、大體受審人が……海難防止の目的であるといふけれども、同時にそれは受審人を主にした大體これは懲戒法であると思つておりますからして、そういう意味においてやはりこの被勧告者の上告権といふものは、この法律の程度に止めて置いてもよいのじやないか。むしろこの原案のまゝにして、そしてこうした政令を以てそれに或る制約を加えるといふようなこと

第十四部第三類 運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会會議録第三号 昭和二十二年十一月五日(参議院)

第十四部第三類 運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会會議録第三号 昭和二十二年十一月五日(参議院)

第十四部第三類 運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会會議録第三号 昭和二十二年十一月五日(参議院)

第十四部第三類 運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会會議録第三号 昭和二十二年十一月五日(参議院)

第十四部第三類 運輸及び交通委員会海難審判法案に関する小委員会會議録第三号 昭和二十二年十一月五日(参議院)

には賛成し兼ねる、こういうのが私の意見であります。

併し私の意見はどうであらうかと、政府の方のお考えでは、今伺いましたような最も公平な、又関係者或いはそれに堪能な経験知識を持つ方々の意見を参照して、さうして決めるということであるから、私の意見を敢えて特に主張はいたしませんけれども、この際御参考のために委員としての意見を申し上げ置きます。

それで私は全面的にこの法律案、審判法案にはこのまま賛成するものであります。

○丹羽五郎君 今小泉君の御意見一應伺つておると尤もらしいことに見られますけれども、一つの仮定説を行つた議論であつて、何ら議論の根拠が有力じやない、かように考へております。

向この被勧告者に対して云々ということについて受審人が迷惑する。受審人が迷惑する場合に被勧告者も迷惑しなければならぬということであつて、ただ私の在来から主張しておつたのは被勧告者を一審において処断すべきものでないというのが私の持論であります。又かくすることが即ちこの海難審判法を排した立法の精神であつて、即ち海難を幾分でも防止するというのがこの立法の精神であらう、私はかように考へております。

それからこの被勧告者ということについて、衆議院においてもこの勧告に対してはもう少し強力にやつたらどうかというふうな附帯條件が附いておりまゝ。かく程に勧告ということについてはこの法案の中においては、重大な私は一つのこれがポイントではなからうかかように考へております。仮りに被勧告者に対して、それが責任があればその責任は十分とつて、再びさういふことをしないようにやる。併し又被勧告者のかく程に重大な立場におられるならばその抗弁権も認めてやらなければならぬといふのが、私に在る主張であつたのですが、外に小泉君のこの四の点についての意見については、別に私はこれは同君の意見に同調しても差支えない、かように考へておるのですが、被勧告者の立場に対しての抗弁権といふものは、絶対にこれは認めてやらなければならぬ。衆議院においてもこの勧告といふものに対しては、この法案として一番これを重点に考へておる点であります。ただ私委員としての意見を述べます。

○委員長(小林勝馬君) どうしましよ、皆さんにお話したいのですけれども、この御希望なり何なり出揃つたやうでありますけれども、施行期日の期限という問題はさういふふうにしたらいでありますように。

○小泉秀吉君 施行期日の期限は、この前何か政府に腹案があるから、政府の方で調べるということになつたやうに記憶しておりますが、何か政府の御意見があるのではないでしようか。

○政府委員(大久保武雄君) 施行期日につきましては、政府といたしましてはなるべく本法律案成立の上は速かに実施をいたしますように努力をいたしたいと思つております。最大努力をいたしまして、まあ三月一日までには何とか施行の段取りにいたしたい、さういふふうに見通しをいたしております。

○委員長(小林勝馬君) 私からお聞きしたいのですが、これは何か法律の期日をどういふふうにか修正するといふやうなこの前お話であつたと思ひますが、その條文を讀み上げ、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 附則一この法律施行の期日は政令でこれを定める。但しその期日は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。かようにいたしたいかであらうか、かように考へております。

○委員長(小林勝馬君) 皆さん御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林勝馬君) 皆さんにお話したいのであります。これを以ちまして質疑の方を打切つてよろしうございませうか。御異議はございませんか。御異議ございませんやうです。これを以ちまして質疑を打切つてよろしうございませうか。御異議はございませんか。

まして、各種の意見が出たのであります。が、これらの意見を十分取入れて、運輸省内部における特別委員会の議に付せられて、慎重に審議をして貰ひたいと思ふのであります。このお示しになつております施行規則要綱の各項目については勿論のこと、その他の委任命令事項におきまして、特に重要な事項については、運輸省内部の特別委員会の議に付して、慎重に審議をして貰ひたい。又要すれば、進んで公聴会を開いて審議の参考に取り入れて貰ひたいと思ふのであります。本法律案は、私としては賛成する者であります。それで本法律案期間満了も切迫してあります。只今も申上げましたごとく、運輸省内部の特別委員会、施行規則要綱その他重要な事項について慎重に審議をせられるということにして、私は賛成をしたいと思います。

○新谷實三郎君 私この法律案には賛成する者であります。賛成するに當りまして、一二希望を申上げて置きたい。先般申上げましたように、この法律案は、海難の原因を探索して、その発生防止に寄與するのが目的であります。発生した海難を調べて、その原因がどこにあるかを探索するまでもなく、現在我が國の海上の安全に關するいろいろ施設は極めて不備であります。政府当局から過般提出せられた資料によりまして一見すると、海上の安全に關する予算としては、殆んど見るべきものがないのであります。この法律案の完全な実施を待つまでもなく、現在早急に着手すべきいろいろの事項があると思ふのであります。この法律案の趣旨を生かすためにも、政府は速かに航路標識の増設、或いは修理、又は航路の警戒に必要な措置、細かい問題であります。船舶に備へ付けます船燈の備付け、或いは船員に対しては海上衝突予防法その他の法規に規定してあります航路の厳重な航行等につきまして、速かに適切な措置を取られることを希望するのであります。

それからもう一つは、委員会でも質疑應答があつた点であります。これは相當制度としては重要な問題があります。尙多少の研究の余地はありますが、特別の補佐人の制度については、從來の海難審判の事例に徴して、又その経験に徴して、自分の費用で補佐人を選任したる、いわば小型船の乗組員の利益を一方で持つと同時に、これらの人々によつて惹起せられた海難の原因を十分に探索するためにも、特別補佐人の制度につきましてできるだけ近い機会にこれを實現するやうに、政府において考慮せられたらいいであります。

この二つのことを希望意見として申上げて、この法律案に賛成をする者であります。

○丹羽五郎君 私は先般の委員会において政府の意見を十分に聞き置して、本案に対して賛成をするということとは過日の委員会において十分私は述べておるのであります。尙政府において新らしく何か委員会においてこの要綱案を検討するということでありました。在来から主張しております被勧告者の權益を十分に認め、十分に保護しめらるやうにして一見したい、かように考へております。

○政府委員(大久保武雄君) 附則一この法律施行の期日は政令でこれを定める。但しその期日は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。かようにいたしたいかであらうか、かように考へております。

○委員長(小林勝馬君) 皆さん御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林勝馬君) 皆さんにお話したいのであります。これを以ちまして質疑の方を打切つてよろしうございませうか。御異議はございませんか。御異議ございませんやうです。これを以ちまして質疑を打切つてよろしうございませうか。御異議はございませんか。

○政府委員(大久保武雄君) 附則一この法律施行の期日は政令でこれを定める。但しその期日は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。かようにいたしたいかであらうか、かように考へております。

○委員長(小林勝馬君) 皆さん御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林勝馬君) 皆さんにお話したいのであります。これを以ちまして質疑の方を打切つてよろしうございませうか。御異議はございませんか。御異議ございませんやうです。これを以ちまして質疑を打切つてよろしうございませうか。御異議はございませんか。

○政府委員(大久保武雄君) 附則一この法律施行の期日は政令でこれを定める。但しその期日は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。かようにいたしたいかであらうか、かように考へております。

○委員長(小林勝馬君) 皆さん御異議ございませんか。

かように考えております。仮りに被動 日を下りいうやうにか修正するといふ
あります。それで私は本委員会にまき
も 政府は速かに新路線の建設
しめすようにして見たい
か

えておりますから、前の委員会におい
て述べましたごとく、この法案に対し
ては前委員会の意見を主張いたしまし
て、この法案に賛成する次第でありま
す。

○委員長(小林勝馬君) 別に御発言も
なければ、小委員会といたしましての
採決をいたしたいと思います。御異
議ない方は御起立を願いたいと思いま
す。

○村上義一君 附則の修正の方はどう
なりますか。

○委員長(小林勝馬君) 修正は先程お
話いたしましたけれども「この法律
施行の期日は、政令でこれを定める。但
し、その期日は、昭和二十三年三月一日
以後であつてはならない。」いわゆる二
月二十八日までに施行するという意味
でございます。それで先程皆さん御異
議ないとおつしやつたから、異議ない
と思つておつたのでありますが……。

○政府委員(大久保武雄君) さつき三
月一日までという表現で説明いたしま
したが、「まで」というと三月一日が
入つておることになりますので、それ
は二月二十八日までということに説明
を訂正いたします。

○委員長(小林勝馬君) 附則の方は
「三月一日以後であつてはならない」
というのが成文であつて、説明の方で
二月二十八日までという意味なんであ
ります。御賛成の方の御起立を願いま
す。

〔総員起立〕

○委員長(小林勝馬君) 満場一致御賛
成と認めます。本日の会議はこれを以
て散会いたします。

午前十一時五分散会

出席者は左の通り。

委員長
委員

小林 勝馬君

丹羽 五郎君

小野 哲君

大隅 憲二君

小泉 秀吉君

村上 義一君

新谷寅三郎君

政府委員

運輸事務官(海運総局船員
局長)

大久保武雄君

昭和二十三年三月十七日印刷

昭和二十三年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局